

令和8年7月16日

週休二日制工事における増額補正の廃止等について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、建設業者における労務環境の改善に資するため、週休二日制を適用する工事(以下「週休二日制工事」。)を、令和7年10月1日以降に公告を行う、週休二日制工事の対象案件(入札案件で設計額500万円以上(税込)の土木一式工事とし、緊急対応工事(災害復旧工事を含む。)等の現場閉所が困難な工事は対象外とする。)より適用していますが、このたび下記のとおり、週休二日制工事を達成した場合に適用する経費補正率(増額補正)を廃止しますので、ご承知おきください。

本件の詳細事項等については、下記を参照してください。

記

1. 経費補正率(増額補正)の廃止は、令和8年8月1日以降に積算を行う週休二日制工事の対象案件(一般土木案件及び農林土木案件のすべて)に適用します。
2. 本通知日以降においては、週休二日制工事に取り組んだ請負者が対象期間終了時に提出する休日取得工程表(様式第2号)または休日取得状況表(様式第3号)について、工事日誌や出勤簿等の、週休二日制工事を実施したことの裏付けとなる書類の提出は不要とします。

また、週休二日制工事に関して、本市では「庄原市が実施する週休二日制工事に参加する際の注意事項」をお示ししていますが、今回の事項に併せ、この書面も別紙のとおり改定しましたので、ご承知おきください。

※今回、週休二日制工事を行う場合に提出いただく様式第1号書類の名称を「週休二日制工事実施届出書」に変更しています。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

担当者:加藤

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp